

第3回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和3年8月5日（木）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

9階 新潟地方気象台会議室

（事務局）

ただいまから令和3年度第3回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、寺尾委員が若干遅れておりますが、委員定数の3分の2以上の出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本日の審議会は公開となっております。

それでは、以後の議事進行については会長にお願いします。

（会 長）

皆さん、おはようございます。それでは、議事に入ります。

新潟県最低賃金額の改正につきまして、専門部会の審議結果を部会長から報告していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（部会長）

それでは、報告いたします。専門部会では、令和3年7月6日に発せられた、新潟県最低賃金の改正決定について(諮問)により、慎重に調査審議を重ねてまいりました。その結果、配付しております、報告書別紙1のとおり、新潟県の最低賃金を1時間859円とする結論に達したことをご報告いたします。そのうえで、当専門部会としては、審議する中で、特に使用者側委員からご主張がありました、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が懸念される中、支援策の一層の拡充を政府に対し強く要望すべきであることを報告書の中で申し添えさせていただいております。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け、中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和元年10月6日発行の新潟県最低賃金（時間額830円）になりますが、これは令和元年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったところでございます。

（会 長）

長谷川部会長、報告ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(徳武委員)

質問ではございませんが、発言をお許しいただきたいと思います。

ただいま、長谷川部会長から、部会の審議について結果のご報告がございましたところですが、長谷川部会長におかれましては、今般、コロナ禍の長期化という中で、非常に難しい部会審議でございましたが、その取りまとめにご尽力いただきまして大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

さて、今、部会長のお話で、報告書の中に今回支援策の一層の拡充を政府に大変強く要望すべきであることを申し添える、という一文を盛り込んだというお話でございました。今の状況の中で、最低賃金の引き上げだけでなく、事業の継続、そして雇用の維持ということが、やはり最大の課題だろうと思っております。是非そういう不安を払拭し、事業を継続し、雇いを維持していくという観点から、この支援策の一層の拡充につきましては、部会の報告に留めることなく、本審の報告に盛り込んでいただき、国等へ要望をしていたきたいと思っておりますので、その旨の取り扱いもお願いしたいと思ひまして、意見をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

(会 長)

ただいまの件につきましては、答申にもそういった内容を盛り込んだ形で答申していきたいと考えております。

他には、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思いますが、当審議会においても、最低賃金の改正答申にあたっては、今ほど意見も出ましたように、専門部会長からの報告のとおり、支援策について政府に対する強い要望を申し添えるということにしたいと思ひます。

それでは、採決を行いたいと思ひます。専門部会の報告のとおり、新潟県最低賃金額を28円引き上げる859円とすることについて、賛成の方の挙手をお願いしたいと存じますが、棄権の方がもし、いらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。それでは、続いて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

事務局、お願いします。

それでは、採決の結果、出席委員15人のうち賛成9人と過半数に達しておりますので、専門部会報告のとおり決定いたします。失礼しました。出席委員は14人ですね。14人のうち、賛成9人ということになります。過半数は8人以上ですので、過半数に達していることから、専門部会の報告のとおり決定いたします。

それでは、答申したいと思ひますので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

(徳武委員)

ここで改めて発言をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

(会 長)

どうぞ。

(徳武委員)

進行を妨げまして恐縮でございます。ただいま、新しい新潟県の最低賃金が決定いたしました。これを踏まえまして、使用者団体を代表して一言申し上げたいと思います。

今回 28 円の引き上げ額につきましては、コロナ禍が長期化し、その収束が見えない中、困窮の度合いが大きい事業者ほど負担が大きく、マイナス方向の影響が出る可能性が大きいのではないかと懸念をしております。私ども使用者団体といたしましては、事業の継続と雇用の維持ばかりでなく、新潟県経済の長期的発展など幅広い観点から、可能な限り、こうした事業者や働く方々の支援に努めてまいりたいと考えております。

この難局の中、そうした取組みを進めてまいりますためには、労働団体の皆様のご理解や、今般専門部会の議論の中で、専門的見地から数々ご教授をいただきました公益代表委員の皆様のご知見を貸していただくことも必要と思っております。今後も引き続き、ご協力をお願いしたいと思います。

また、新潟労働局をはじめ、国、地方公共団体、その他、官民にかかわらず、関係諸機関におかれましては、これまで以上に事業者、働く方々へのご支援、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

(会 長)

それでは、答申に入りたいと思いますので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

(配 付)

(会 長)

それでは、事務局から答申文を読み上げてください。

(指導官)

令和3年8月5日 新潟労働局長 岩瀬信也殿

新潟地方最低賃金審議会会長 永井雅人

新潟県最低賃金の改正決定について答申。

当審議会は、令和3年7月6日付け、新労発基 0706 第1号をもって、貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査、審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。そのうえで、当審議会としては、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が懸念される中、支援策の一層の拡充を政府に対し強く要望すべきであることを申し添

える。また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け、中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について、（答申）の考え方にに基づき、最新のデータと比較したところ、令和元年10月6日発行の、新潟県最低賃金（時間額 830円）は、令和元年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1、新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1、適用する地域 新潟県の区域、2、適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者、3、適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者、4、前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間 859円、5、この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当、および家族手当、6、効力発生の日 法定どおり。以上です。

（会長）

どうもありがとうございました。ただいま読み上げていただきました答申文について、何かご異議はございますか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それでは、新潟県最低賃金について答申いたします。

（会長）

答申いたします。

（局長）

ありがとうございます。

それでは、私から一言ご挨拶をさせていただきます。ただいま、新潟県最低賃金の改正につきまして、答申をいただきました。本年7月6日に諮問させていただいて以来、この間、委員の皆様方にはご多忙中にもかかわらず、真摯にご審議いただきましたことを深く感謝申し上げたいと思います。

特に、新型コロナウイルス感染症が社会経済に大きな影響を与えて、大変なご苦労をされている方も多い中、三者構成のもと、それぞれの立場からご意見をいただきながら、慎重かつ熱心なご審議をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

今後は、この答申を受けまして、異議申出の公示等の諸手続きを経て、新潟県最低賃金を決定することになりますが、決定後は、私ども新潟労働局といたしましては、改正される最低賃金額の周知、これが何よりも重要であり大切だと考えておりますので、この徹底を図ってまいります。

その早期周知を行う中で、最低賃金の引き上げにより、大きな影響を受ける事業所の方々に対しましては、各種の支援策につきまして、しっかりとご案内し、ご活用いただけるよう取組みを進めてまいります所存でございます。労働行政として、コロナ禍における労働者、事業所の方々がおかれている状況に意を払いながら、施策に取り組んでまいりますことを

改めて申し上げさせていただき、お礼の言葉とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

(会 長)

それでは、以上をもちまして、新潟県最低賃金を局長に答申いたしました。関係委員各位のご苦勞に感謝いたします。

これで、本日の議事がすべて終了いたしました。

最後に、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事進行を事務局にお戻しいたします。

(室 長)

私どもからは、日程の関係をご説明いたします。本日、新潟県最低賃金の改正決定について、ご答申をいただきましたので、本日から審議会の意見を公示し、8月20日、金曜日までの異議の申し立て期間を経たのち、異議の申出があった場合には8月23日、月曜日午前10時から開催予定の、第4回本審において申し立てのあった異議の取扱についてご審議いただくことになります。

(事務局)

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。